特定事業所集中減算

Ⅰ　特定事業所集中減算について

毎年度２回、判定期間に作成された居宅サービス計画のうち、訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の４つのサービスのそれぞれについて、最もその紹介件数の多い法人を位置づけた居宅サービス計画の割合が80％を超えた場合であって、正当な理由がない場合は、当該居宅介護支援事業所が実施する減算適用期間の居宅介護支援のすべてについて、１月につき200単位/件が所定単位数から減算されるもの。

根拠：指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準及び指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について（平成12年老企第36号）

指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準（費用算定基準）

Ⅱ　減算の要件

（１）判定期間と減算適用期間

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | 判 定 期 間 | 減算適用期間 |
| 前期 | ３月１日  ～  同年８月末日 | 10月1日  ～  翌年３月31日 |
| 後期 | ９月１日  ～  翌年２月末日 | 翌年４月１日  ～  ９月30日 |

（２）減算の要件

　　判定期間に作成された居宅サービス計画について、訪問介護サービス等のそれぞれのサービスにおいて、もっとも多く居宅サービス計画に位置づけられている法人を「紹介率最高法人」といい、紹介率最高法人を位置づけた居宅サービス計画の割合が以下の計算式で80％を超えた場合に、減算が適用される。

（計算式）

（例）訪問介護の場合

　訪問介護にかかる紹介率最高法人の居宅サービス計画数 ÷ 訪問介護を位置づけた計画数

【注意】1つの計画で同一サービスを２事業所位置付けている場合であっても、この計画は「１」と計上

（３）正当な理由

　上記計算式で判定した割合が80％を超えた場合は、特定事業所集中減算を適用する。正当な理由がある場合は、その理由を個別に判断するので報告様式に記入して報告すること。次の①～⑤に該当する場合は、正当な理由があるとして減算対象外とする。

　原則これら以外の理由は認めないが、その他の理由により80％を超える場合は、あらかじめ必要な書類（以下の【正当な理由について】⑥を参照。）を添えて申し出ること。

|  |
| --- |
| 【正当な理由について】  　以下の点について個別の状況に応じて判断する。  ①　居宅介護支援事業者の通常の事業の実施地域に訪問介護サービス等がサービスごとでみた場合に５事業所未満である場合など、サービス事業所が少数である場合  　・通常の事業の実施地域は、毎年度４月１日時点で設定している地域とする。（４月２日以降に新規指定された事業所は、指定日時点で設定している地域とする。）  　・事業所数は、判定期間初日時点（前期：３月１日、後期：９月１日）の数で判断する。  　・無条件で認めるのではなく、事業所が設定した事業実施地域が適正であるか、事業所のサービス提供の実態とかけ離れていないかを個別に判断する。  　・保険医療機関のみなし指定の事業所については、「介護サービス情報公表システム」（　https://www.kaigokensaku.mhlw.go.jp/　）に掲載されている事業所を基本とする。  　（例）訪問介護事業所として４事業所、通所介護事業所として10事業所が所在する地域の場合は、訪問介護について紹介率最高法人を位置付けた割合が80％を超えても減算は適用されないが、通所介護について80％を超えた場合には減算が適用される。  　（例）訪問介護事業所として４事業所、通所介護事業所として４事業所が所在する地域の場合は、訪問介護及び通所介護それぞれについて紹介率最高法人を位置付けた割合が80％を超えた場合でも減算は適用されない。  ②　特別地域居宅介護支援加算を受けている事業者である場合  　・当該居宅介護支援事業所が「県内における特別地域加算の対象地域」に所在する場合（野洲市内には該当なし）。  ③　事業所が小規模である場合  　・判定期間の１月あたりの平均居宅サービス計画件数が20件以下である場合。  ④　サービスの利用が少数である場合  　・判定期間の１月当たりの居宅サービス計画のうち、それぞれのサービスが位置付  けられた計画件数が１月当たり平均10件以下である場合。  　（例）訪問介護が位置付けられた計画件数が１月当たり平均５件、通所介護が位置付けられた計画件数が１月当たり平均20件の場合は、訪問介護について紹介率最高法人を位置付けた割合が80％を超えても減算は適用されないが、通所介護について80％を超えた場合には減算は適用される。  ⑤サービスの質が高いことによる利用者の希望を勘案した場合などにより特定の事業者に集中していると認められる場合  　（例）利用者から質が高いことを理由に当該サービスを利用したい旨の理由書の提出を受けている場合であって、地域ケア会議等に当該利用者の居宅サービス計画を提出し、支援内容についての意見・助言を受けているもの。  ⑥その他正当な理由と市町村が認めた場合  　・やむを得ず80％を超えると見込まれる場合には、野洲市介護保険課に必要書類を添えて申し出ること。  　・ヒアリング等による確認により総合的に判断する。  　（例）地域密着型サービスについて、居宅介護支援事業者の通常の事業の実施地域にかかわらず、当該サービスを居宅サービス計画に位置付けた利用者が80％を超えて特定の地域（中学校区、または平成１６年以降の市町村合併により合併する前の旧市町村）に集中しており、当該特定の地域に、当該サービスを提供する事業所が５事業所未満である場合。  ※提出する書類：  様式１「居宅介護支援費にかかる特定事業所集中減算報告様式」  様式２「居宅介護支援費にかかる特定事業所集中減算判定様式」  様式３「特定事業所集中減算に関する「その他正当な理由」の申出書」 |

Ⅲ　書類の作成および市への報告について

すべての居宅介護支援事業所は、（１）により各様式を作成し、（２）により該当する様式を野洲市介護保険課へ提出すること。

　　なお、この報告にかかる書類、関係資料等は、必ず５年間は保存しておくこと。

（１）作成する様式

　　・　（様式１）「居宅介護支援費にかかる特定事業所集中減算報告様式」

　　・　（様式２）「居宅介護支援費にかかる特定事業所集中減算判定様式」

　　・　作業様式

※　作業様式で、月ごとに給付管理を行った利用者の利用事業者を整理し、その結果を様式１、様式２に記入すること。

（２）提出する様式

　　ア　紹介率最高法人を位置づけた居宅サービス計画の割合が80％を超えていない場合

　　　・　（様式１）

　　イ　紹介率最高法人を位置づけた居宅サービス計画の割合が80％を超えている場合

　　　・　（様式１）

　　　・　（様式２）のうち、80％を超えているサービス

　　　・　（様式３）※【正当な理由について】⑥を理由とする場合のみ

（３）提出期限および提出先等

　　すべての指定居宅介護支援事業所は、下記の提出先に１部提出すること（郵送可）。

（４）提出期限

　　　前期分：９月15日

　　　後期分：３月15日

　　　※いずれも必着。ただし、休日の場合は、翌営業日まで。

（提出・問い合わせ先）

　　　野洲市健康福祉部介護保険課

　　　　〒520-2395　野洲市小篠原2100番地１

　　　　電話：077-587-6074